精華町教育委員会議事録

令和2年(第10回)

- 1 開 会 令和2年10月21日(水) 午後3時30分 閉 会 令和2年10月21日(水) 午後4時35分
- 2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員 松下委員
- 3 欠席委員 なし
- 4 出席事務局職員

浦本教育部長株田総括指導主事俵谷学校教育課長上原学校教育課係長

- 5 傍 聴 者 なし
- 6 議事の概要
- (1) 開会

教育長から第10回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和2年第9回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

• 全員承認

(3) 教育長報告事項

10月9日に第62回京都府人権教育研究大会が加茂文化センターで開催され、京都府内から多くの教職員の出席があった。講演と実践発表があり、講演では、奈良の水平社博物館館長の駒井忠之氏による「熱と光を求めて一水平社創立の思想に学ぶー」と題したもので、同和問題に係る歴史と今日の課題や実態について、教職員のしっかりした学びが重要であると感じた。

この件に関連して、京都府教育委員会が4月に公表した人権教育に関する教

職員の意識調査結果の報告書によると、教職員の人権意識は若い人も含めてかなり高いが、年齢が若くなるほど同和問題に関する知識や理解が低いとのことである。また、この課題に関する歴史や今日の実態を知りたいとの意見のほか、同和問題を学ぶことによって人権意識全般が高まってくるという意見も出ている。水平社の創立は1922年3月であり、間もなく100年となる。この間、様々な対策が行われてきたが、同和問題はなくなっていない。この機会に、若い教職員が同和問題の歴史など基本的な部分を学ぶことが重要と考えている。

このようなこともあり、本日の教頭会議において、今年度、来年度と校内での同和問題に関する学習を深める機会を持つように依頼したところである。特に、昭和40年の同和対策審議会答申を学ぶことで知識を得られることから、これを教材、題材とすることも提案した。

10月15日には、京都府立大学地域貢献型特別研究の成果報告会が開催された。同大学の京都地域未来創造センターには、精華町から職員を派遣しており、本町と同大学との共同研究として「関西文化学術研究都市建設が精華町に与えた財政的影響の総括」と題した報告があった。また、本町の岩橋総務部長から「地域からみた学研都市~今なお筑波研究学園都市から学ぶこと~」と題した報告があった。筑波研究学園都市の開発にあたっては、国や県が財源も含めて大きな役割を担っており、その点が関西学研都市との大きな違いであるとのことで、今後に向けては、狛田地区の開発推進、京阪奈新線の延伸など、国や府への働きかけを強める中で進めていくことが重要であるとのことであった。

最後に、今年も教育委員の皆さんと一緒に町内8小中学校への学校訪問を計画しており、明日の山田荘小学校を皮切りに実施していきたいと考えている。 ご多忙の中とは思うが、よろしくお願いしたい。

【委員からの意見】

松 下 委 員 府立大学の報告会に関連して、先週だったと思うが、民間の調査で、都道府県別、市町村別の住みやすいまちのランキングが出ていた。都道府県では北海道が1位、京都府が2位という結果で、市町村では精華町が近畿でも上位に入っていたと思う。これに関する情報があれば教えていただきたい。教育や医療、福祉などを総合的なもので、また、学研都市による部分もあるのではないかと考えている。

教育部長 毎年行われている民間の不動産事業者による「住みやすいまちランキング」という調査で、精華町は京都府の中で第4位であった。調査項目の中には、行政サービス水準や物価水準などをはじめとする項目があり、それらをトータルしてランキングを出している。当該調査において、数年前には本町が京都府で1位になったこともあったが、調査対象や基準などについては不明である。

(4) 議決事項

議案第24号 精華町外国語指導助手任用規則制定について

教 育 部 長 【提案説明】

本町では、これまでより一般財団法人自治体国際化協会の語学指導等を行う外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムを活用し、主に町立中学校に配置する外国語指導助手を任用してきた。任用に際しては、内規により勤務条件等を定めていたが、より明確な勤務条件等の提示を行い、適正に任用するため、新たに教育委員会規則として制定を図るもの。

なお、特例措置として、年次休暇の特例を設けている。例年であれば、7月末には新たな外国語指導助手が来日し、任用を開始するところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限などにより、現時点において来日ができていない。そのため、来日が可能となり、任用を開始した時点でその任用期間に応じた年次休暇を付与するため、この特例措置を設けるものである。

松本委員 第21条に自動車等運転の制限との記載があるが、外国語指導助手の勤務校への移動手段について、これまでは何を利用していたのか。また、自動車等の「等」について、自動車以外に想定しているものはあるのか。条文を読むと、許可を得れば運転することも可能になると思うが、条件はあるのか。

これに関連して、第3条第2項に、「外国語指導助手は、教育長の指示に従って各学校を巡回し」とあるが、勤務の状況は

半日単位になるのか、一日単位になるのか。

学校教育課長 これまでの移動手段としては、公共交通機関の利用と徒歩により各学校に移動しており、自動車等の利用はない。また、自動車等の範疇については、バイクや自転車を含めて考えている。許可を得れば運転も可能と読めるが、通勤中の交通事故等を考慮して、基本的には運転の許可をすることは考えておらず、公共交通機関により移動していただく予定である。勤務の状況については、基本的には週単位で各学校を回っている。

松本委員 今、基本的には週単位で勤務地を巡回するとのことである。 中学校であれば英語の授業が全学年あり、半日単位で移動する ことは無いと思うが、小学校では英語の授業もそんなに多くな く、午前と午後で違う学校に行くこともあるのではないかと思 う。本町には、3中学校と5小学校があり、学校間にはそれな りの距離があるが、実態としてそのような場合の移動はどうし ているのか。誰かが学校間の送迎を行っているのか。

学校教育課長 今回の規則制定の対象となっている外国語指導助手については、基本的に中学校を担当することになる。小学校については、別途、業者に委託して派遣により対応している。一日の中での学校間の移動はなく、週単位を基本としているため、これまでから公共交通機関を利用して移動している。

新司委員 英語の授業の際に先生の補助をすることが主な職務になると思う。小学校の1、2年生については英語の授業はないと思うが、授業の空いている時間などを使って、低学年の児童と外国の方が触れ合うような機会はあるのか。私が幼稚園に勤務しているときには、ALTの中学校、小学校での勤務がない日には幼稚園に訪問していただき、自分の国のことを紹介してもらったり、子どもたちと遊ぶ中で触れ合ったりするなど、国際交流的な活動があった。授業がない時間を活用して、低学年の児童とALTの触れ合う機会などがあれば、教えていただきたい。

学校教育課長 まず、町で任用している外国語指導助手、いわゆるALTについては、基本的には中学校を担当している。中学校については英語の授業があるため、基本的にはそのカリキュラムに合わ

せて授業に入っている。次に、小学校については、先ほども申 し上げたとおり業者委託により、外国の方を補助教員として派 遣してもらっている。そのため、必要な日に必要な時間の分に ついて派遣で対応していただいている。小学校での実態として は、小学校の中学年では外国語活動、高学年では英語の授業が あるが、低学年についてもALTの方に来てもらい、外国語に 触れるような機会を設けている。

松本委員

今の外国語指導助手の様子について教えて欲しい。若いとき に先輩から、教師は役者でなければならないと教えられた。あ るときは担任として生徒から僕たちの先生だと思われるように、 教科担当としてはこの教科を教えてくれる先生だと思われるよ うに、あるときは節度を保ちながらもフレンドリーな立場で信 頼関係、絆を築くように。このように多様な顔を持って生徒に 接することが大事だと教えてもらった。私の知っている外国語 指導助手の方は、熱心であり、説明も丁寧で、生徒が信頼する ような人が多かった。今の精華町の外国語指導助手の様子につ いて、分かる範囲で教えていただきたい。

学校教育課長 提案説明で申し上げたとおり、4月からこの間、中学校のA LTを任用できていない状況にあるため、昨年度以前の話とし て聞いていただきたい。本町のALTの方については、授業は もちろん、それ以外の様々な機会を通じて生徒とのコミュニケ ーションを図っていただいている。例えば、クラブ活動などに も参加し、生徒と一緒に活動をしながらコミュニケーションを とるなど、学校の様々な活動にも参加しながら、生徒や他の先 生との関係性を築いていただいており、そのような中で、AL Tの方も先生として意識が高まったり、相互の認識や理解を深 めたりしてきているものと考えている。

教育部長

学校においては、英語の先生を補助し、ネイティブな発音に よる会話など、生徒の英語の習熟に一役買っていただいている。 これまでALTとして赴任いただいた方は、比較的若い方が多 く、町の色々な活動にも参加していただいている。例えば企画 調整課が国際化事業などでイベントを実施する際に、外国の研

究者や精華町の住民が参加される中で、ALTの方も一緒に参加していただいて、交流を深めるといった活動にも積極的に取り組んでいただいている。今後、新しい方についても、そのような形で交流を深めていただければと期待している。

(採決 - 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 令和2年度の精華町の人権関連事業について

10月14日に開催された精華町人権啓発推進委員会の幹事会で提案され、承認された今年度の人権関連事業について報告させていただく。

精華町人権啓発推進委員会については、教育委員のほか、社会教育委員、人権擁護推進委員、民生児童委員協議会、校長会などの各種団体から選出された委員、21名を幹事として構成されており、教育委員からは松下委員に参加いただき、副会長の役割を担っていただいている。

今年度は新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、町の事業の多くが中止になっており、人権啓発推進委員会関係についても、総会をはじめとする諸行事の開催を見送ってこられた。しかし、この時期になり、様々な感染防止対策を講じた上で、事業の実施の見通しがようやく立ってきたところである。

精華町人権展2020については、毎年12月4日から10日までの人権週間に合わせて、11月26日から12月10日までの期間で様々な事業を実施している。例年は総会と併せて記念講演会を実施しているが、今年度は総会が中止となったことから、その代替事業として、総会で講演をお願いしていた関西大学社会学部の内田龍史先生の寄稿文を広報誌に掲載し、人権意識の啓発を行うこととしている。

また、精華町人権シネマサロンについては、人権に関する映画の鑑賞を通じて、人権をより身近なものとして考えていただく機会を提供するものであり、府立けいはんなホールで開催予

定である。ホール全席で1,005席あるが、三密を避ける観点から両隣と前後の席を空席にしており、487席を使用して開催することとしている。さらには、マスクの着用、手指消毒は当然のこととして、入場時にはサーマルカメラによる検温、氏名や連絡先等の記入の協力を求めるなどの対応を行い、感染防止対策を徹底するとのことである。

12月は人権月間でもあり、教育委員各位におかれても、人権啓発推進委員会の取組へのご理解とご協力をお願いしたい。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

9月の問題事象は2件。不登校は8名となっている。

(2)中学校

9月の問題事象はなし。不登校は27名となっている。問題事象については、小中学校とも指導を終えている。

不登校については、各学校において、本人、保護者との連絡 を取り、状況を把握している。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

9月の重災害についてはなし。

総括指導主事 3 問題事象の月別発生件数について

問題事象の累計については、4、5月と学校が臨時休業となったことにより、前年度と比較して低い状況にある。

長期欠席について、9月については前年度比で、小学校、中 学校ともに若干の増加となっている。引き続き家庭との連携を 取りながら取り組んでいきたいと考えている。

総括指導主事 4 相楽地方中学校陸上競技大会及び総合体育大会の結果について

今年度初めての大会であり、相楽地方独自で開催された。3 年生についても、希望者は参加を認めている。相楽地方中学校

陸上競技大会は9月26日に開催され、上位の結果も多く、各 校とも健闘した。相楽地方中学校総合体育大会についても、団 体、個人とも良く健闘した。部活動については、コロナ禍で 様々な制約を受ける中、苦労して練習を積み重ねてきた。大会 が開催されて出場できたことが、次の大会や練習への励みにな ると思う。

学校教育課長 1 東光小学校における通級指導教室の開設について

以前に9月から開始との報告をさせていただいたが、実際に は週の始め、8月31日の月曜日から開始となった。現在、東 光教室については24名の児童が通っており、東光小学校の校 区から15名、山田荘小学校の校区から9名の児童が通級指導 を受けている状況である。東光小学校については1時間目から 4時間目まで、山田荘小学校については同校の終了後になるた め、午後3時15分から5時30分までの間、各時間において、 最大2名の児童が通級指導を受けている。現在、開設から1か 月以上が経過し、教室の運営も軌道に乗っていると聞いている。

生涯学習課長 1 令和4年度以降における精華町成人式の対象年齢について 民法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が1 8歳に引き下げられることを発端として、成人式の取り扱いを どうするのかという内容である。前回の教育委員会において、 本町の基本的な方針を説明させていただき、様々な意見を頂戴 したが、式典の対象年齢については、特に異議等はないとのこ とであった。また、10月2日に開催した社会教育委員会にお いても本件に関する説明をさせていただき、町の方針に賛同い ただいたところである。

> 成人式の取り扱いについて、教育委員会、社会教育委員会と もに、賛同いただいた旨を記載した上で、本件に係る方針につ いて町長に仰裁し、式典については従来どおり20歳を対象と して実施するということを決定したところである。今後は、来 月6日に予定している定例記者会見において、成人式に係る町

の方針や考え方の公表と併せて、来年1月に開催予定の令和2 年度成人式について、プレス発表を予定している。

なお、式典の呼称については、今後の検討課題となっている。 また、松下委員から、成年年齢が18歳になったことから、成 年についての教育的な位置付けをどうするか、18歳において も区切りが必要ではないかという意見をいただいた。これまで は成人式がその役割を果たしていたことから、その部分での整 理が必要であるとのことであり、この点については、今後、国 内の情勢等を見た上で、検討していきたいと考えている。

【委員からの意見】

松本委員 9月の問題事象について、中学校で0件とのことであった。 先生方の適切な指導、また、保護者や地域との連携を緊密に取っていただいた結果であると思う。生徒一人ひとりを丁寧に見ていただいていることに感謝申し上げたい。

松 下 委 員 小学校では2件あるが、どのような内容になるか。 総括指導主事 SNSでのトラブルである。

松本委員 もう1点、中体連関係の大会の結果について。今年は練習も十分にできず、保護者の観覧の制限などもあったが、子どもたちはそのような状況にも関わらず、良い成績を収めていると思う。子どもたちのがんばりや先生方の努力、また、保護者のご協力に感謝申し上げたい。

松下委員 教職員の人権意識に関する件について、教育長の報告にあったように、同和問題を学ぶことで人権意識が高まるということについては同意見である。しかし、平成13年度末に地対財特法が失効し、その後、世界の風潮と合わせて人権に対する様々な考え方が出てきて、同和問題が見えにくくなってきた。同法の失効から19年が経過しており、その当時、大学卒業後すぐに先生になった人は41歳になるが、その年齢以下の人は様々な情報に触れる機会がなかったことになる。京都府では、それまで同和教育を推進した考え方に基づいて、今でも研修等を実施してきているが、実際問題として意識や理解が低くなってき

ているように思う。そのような中で、先生方の人権に関する研修等をどのように進めていくかということは大きな課題である。

特に今年度はコロナ禍もあり、町の人権に関する行事も十分にできておらず、各学校に任せてしまっている状態であると思う。先ほど話した41歳については、教頭になる年代であり、管理職が同和問題を具体的に理解できておらず、校長の年代だけが何とか理解しているという状況が出てくることになる。これは重要な課題であり、町の人権啓発推進協議会として、また、教育委員会としてどうしていくのかを検討していく必要がある。アンケート調査等をすると、各学校からは人権に関する研修の報告などは上がってくるが、実際の認識や理解にどこまでつながっているのかという点については、私も現場を知る人間として疑問があり、この点について考えていく必要がある。

今年の町の人権に関する行事で、何とか実施できるのが人権シネマサロンになるが、これについてもソーシャルディスタンスを取った中で実施するため、参加人数が限られる。このように、コロナ禍によって学校内外を問わず社会を取り巻く状況が変化してきている中で、今までどおりではなく、状況に合わせた方法を考えていく必要がある。

次に、成人式について、式典の方向性については良いと思う。しかし、成人の日については、法律上の成人を祝う日であり、その対象となると18歳になる。その多くは高校生であると思うが100%ではなく、就職して働いている人、専門学校で学んでいる人、様々である。これらすべての人たちに対して、成人になったという区切りを与える必要があるのではないか。高校に在学していれば、高校が担うことになるかもしれないが、そうではない方も少なからずいるため、何か配慮があれば非常にありがたいなと考えており、今後の課題としていただきたい。

相楽地方中学校陸上競技大会と総合体育大会の結果について 報告していただいたが、今年は様々な大会が中止となる中で、 3年生も参加して大会が開催できたことは、大きな意義のある ことである。精華町の子どもたちも良くがんばっていると思う。

10月には山城地方中学校駅伝競走大会も開催されると思うの で、そちらもがんばっていただきたいと思う。

川村教育長

若い先生の人権問題に対する学びについて、人権問題につい ては学ぶべきことが非常に多く、それぞれに重要性があると思 う。しかし、一方で、同和問題自体がまだ続いている問題であ り、そうであるならば基本的な事項については皆が理解してい る必要があると考えていて、行政として、教育委員会としても 指導していく必要がある。同和問題については、歴史のある問 題であることから、水平社宣言や同和対策審議会の答申などを 学ぶことで、問題の所在を理解しなければならないと考えてい る。これらを踏まえた上で、来週、町職員と教職員を対象とし た人権に関する研修会を、精華町交流ホールで開催する。講師 については、府教委の人権教育室で指導主事の経験を持つ精華 台小学校の北村校長にお願いしており、先ほど申し上げた歴史 の部分を踏まえた上で講演していただく予定である。まずはこ れを一つのアプローチとしたいと考えている。

次に、成人式に関して、法的に成人となる18歳の方に対し てどのようなアクションができるのかということについては、 今後の検討課題であると認識しており、教育委員会においても 議論できればと考えている。

松 下 委 員 全国的に見ると、未だに学校の部活動などで、傷害事件にな るような行き過ぎた指導や体罰などが発生している。昨年に発 生した教員同士のいじめについても、対象が児童生徒でないだ けで根本は同じであり、人権というものが理解できてないこと の一つの大きな表れであると思う。人権文化という言葉がある が、なぜ人権は文化であるのかという認識や理解が十分でない ことから、このような事件が発生するのだと感じている。

川村教育長

かつては、指導に当たっての愛のムチのようなものがあり、 現実として体罰で押さえつけていた時代もあった。しかし、社 会は変化、進化しており、そのような指導方法は過去のもので、 間違った方法である。強いボスが腕力で押さえてしまうのであ れば、それは動物の世界であり、今の人間の社会はそこにはな

いということを常々申し上げている。人権感覚については、日 に日に進化、発展していかなくてはならないと考えている。

(6)後援関係

9月から10月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数9件、 学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が9件である。内訳は、社会教育 係が8件、社会体育係が1件、図書係が0件である。

(7) 11月の行事予定

例年11月に実施している行事、せいかマラソン、せいか祭りと同日で開催している子ども祭りについては中止となっている。一方で、精華寿大学については、11月13日に第1回特別講座を開催予定である。

(8) 閉会

教育長が第10回教育委員会の閉会を宣言。